

(事件①) 平成30年(ワ)第38165号 即位の礼・大嘗祭等違憲差
止等請求事件

原告 佐野通夫 外240名

被告 国

(事件②) 平成31年(ワ)第8155号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止
等請求事件

原告 天野恵一 外76名

被告 国

原告第2準備書面

(一連の儀式について2)

2019年9月25日

東京地方裁判所民事第10部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木村庸五

同 浅野史生

同 井掘哲

同 酒田芳人

同 吉田哲也

第1 即位後朝見の儀

1 儀式について

(1) ア 即位後朝見の儀とは、即位した新天皇が即位後初めて公式に

三権の長を始め「国民を代表する」とされる参列者と会見し、皇位について旨を宣言する国事行為たる儀式である。(2018年4月3日の閣議で決定された「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う国の儀式等の挙行に係る基本方針について」には、即位後朝見の儀について「即位後初めて国民の代表に会われる儀式として、即位後朝見の儀を行う。即位後朝見の儀は、剣璽等承継の儀後同日に、国事行為である国の儀式として、宮中において行う。儀式の事務は、宮内庁が行う。」と記載されている)。

イ 即位後朝見の儀は、旧皇室典範下では「踐祚後朝見の儀」と称されていた(旧皇室典範第10条「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」)。踐祚とは皇位を踐むという意味であり、天皇が皇位に就いた事実をいうとされる。「踐」とは位に就くこと、「阼」は天皇の位を意味する。

皇位を継承する儀式を「踐祚」と呼び、継承したことを宣言して祝意を受ける儀式を「即位」と呼び分けてきたとされる。

これに対して即位とは、本来は上記の踐祚の後に天皇がそれを公式に国内や諸外国へ宣言することをいうとされる。

しかし現在の皇室典範等には「踐祚」という文言がなく前者と後者は区別されず、両者を併せて「即位」と称するとされている。

(2) 即位後朝見の儀は宮中の正殿松の間(内閣総理大臣と最高裁判所長官の親任式、新任の外国の特命全権大使の信任状捧呈式、勲章・文化勲章の親授式などが行われる部屋である)において実施され、新天皇がはじめて声明(「おことば」)を発表したその後、内閣総理大臣の「奉答」が行われる。

この内閣総理大臣の「奉答」は、本件即位後朝見の儀では「国民代

表の辞」と名称が変更されている。

2 儀式の概要

(1) ア 2019年1月17日に第3回式典委員会が決定した「即位後朝見の儀の式次第概要」においては、

「即位後朝見の儀の次第概要等については、下記のとおりとする。

記

- 1 次第概要 儀式の次第概要は、別紙1のとおりとする。
- 2 参列者推薦基準 儀式の参列者推薦基準は、別紙2のとおりとする。
- 3 式場 正殿松の間
- 4 服装 男子 燕尾服、紋付羽織袴又はこれらに相当するもの（モーニングコートも可） 女子 ロングドレス、白襟紋付又はこれらに相当するもの 勲章着用
- 5 その他 儀式の細目は、宮内庁長官が定める。」

と記載され、

イ さらに上記アの6の細目として同年3月19日の第4回式典委員会が決定した「即位後朝見の儀の細目について」によれば、具体的な式次第、及び参列者について、

「午前10時50分、参列者が宮殿の千草の間、千鳥の間及び春秋の間に参集する。

午前10時55分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が皇族休所に参集される。

次に参列者が正殿松の間の所定の位置に列立する。

式部官が誘導する。

午前 11 時 10 分，天皇が皇后とともに正殿松の間にお出ましになる。式部官長及び宮内庁長官が前行し，皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が供奉され，侍従長，侍従，女官長及び女官が随従する。

次に天皇のおことばがある。

次に内閣総理大臣が御前に参進し，国民代表の辞を述べる。

次に天皇が皇后とともに御退出になる。前行，供奉，随従は，お出ましのときと同じである。

次に参列者が退出する。

服装

男子： 燕尾服，紋付羽織袴又はこれらに相当するもの

（モーニングコートも可）

女子： ロングドレス，白襟紋付又はこれらに相当するもの

勲章着用

参列者の範囲は，次のとおりとする。

内閣総理大臣，国务大臣，内閣官房副長官，副大臣及び内閣法制局長官

衆議院の議長，副議長，常任委員長，特別委員長，審査会長及び事務総

長並びに参議院の議長，副議長，常任委員長，特別委員長，調査会長，

審査会長及び事務総長並びに国立国会図書館長最高裁判所長官，最高裁判所判事，高等裁判所長官及び最高裁判所事務総長

特記した認証官以外の認証官

都道府県知事の代表及び都道府県議会の代表各 2 人

市長の代表及び市議会の代表各 2 人

町村長の代表及び町村議会の代表各 2 人

その他特に認める者

以上の者の配偶者」

とされている。

3 本件即位後朝見の儀における、天皇及び参列者の位置

(1) 正殿松の間正面に、床から 3 段の段差のある台が設けられ、2 脚の椅子が設置され、その椅子の前に天皇及び皇后が参列者を見下ろす形で列立する。

(2) それと相対して参列者が松の間に列立する（別紙参照。なお、本準備書面の別紙は時事通信インターネット版からの引用）。

(3) 天皇の発言（「おことば」）は、(1)の台の上から参列者を見下ろす形で行われ、その後の内閣総理大臣の発言（本件即位後朝見の儀では「国民代表の辞」）は、天皇及び皇后を仰ぎ見る形で行われる。

4 (1) 本件即位後朝見の儀における、内閣総理大臣の発言（「国民代表の辞」）は以下のとおりである。

「謹んで申し上げます。

天皇陛下におかれましては、本日、皇位を継承されました。国民を挙げて心からお慶び申し上げます。

ここに、英邁なる天皇陛下から、上皇陛下のこれまでの歩みに深く思いを致し、日本国憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としての責務を果たされるとともに、国民の幸せ

と国の一層の発展、世界の平和を切に希望するとのおことばを賜りました。

私たちは、天皇陛下を国及び国民統合の象徴と仰ぎ、激動する国際情勢の中で、平和で、希望に満ちあふれ、誇りある日本の輝かしい未来、人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ時代を、創り上げていく決意であります。

ここに、令和の御代の平安と、皇室の^{みやこ}弥栄をお祈り申し上げます。」

(2) この内閣総理大臣の「国民代表の辞」は、前回の即位後朝見の儀までは「奉答」とされていたものが、本件即位後朝見の儀においてその名称が変更されたものである。

「奉答」とは、1889年会計検査院法10条に「天皇ノ下問ニ奉答スルトキ」と規定されていたように、君主たる天皇に対して臣下が回答することを指す場合にとり用いられるものである。

したがって、本件即位後朝見の儀において、内閣総理大臣の発言が「奉答」から「国民代表の辞」へとその名称が変更された理由は、本件即位をめぐる一連の儀式内容についてそれらが国民主権原理に反するという事実を弥縫するところにある。

(3) しかし、本件即位後朝見の儀においても、内閣総理大臣を始め三権の統治機構に携わる公務員、認証官、地方公共団体の長らの参列者を見下ろす位置で天皇が「おことば」を発し、また天皇を仰ぎ見る位置で上記内閣総理大臣の発言（「国民代表の辞」）が読み上げられたことに変わりはないのだから、本件即位後朝見の儀は「天皇が踐祚（即位）後初めて群臣に朝見をし、勅語を賜う」という性格を有しているのであって、国民主権原理に反するという点において変わるものではない。

(4) さらに、本件における「国民代表の辞」は、前回の即位後朝見の儀における内閣総理大臣の「奉答」(以下、「本件代表の辞」及び「前回奉答」という)以上に、その内容において国民主権原理に反するものである。

ア すなわち、1989年1月9日に実施された前回の即位後朝見の儀における「内閣総理大臣の奉答」は、

「謹んで申し上げます。

大行天皇には、国民の切なる願いもむなしく崩御あらせられ、誠に哀痛措くところを知りません。

ここに、皇位を継承せられた英遭なる天皇陛下から、日本国憲法を遵守し大行天皇の御徳業を継述するとともに、国運の一層の進展と世界の平和、人類福祉の増進を切望するとのおことばを賜りました。

国民一同、日本国憲法の下、天皇陛下を国民統合の象徴と仰ぎ世界に開かれ、活力に満ち、文化豊かな日本を建設し、世界の平和と人類福祉の増進のため、更に最善の努力を尽くすことをお誓い申し上げます。」

というものであるところ、

イ 前回奉答と本件代表の辞とは、ともに「謹んで申し上げます」という文言から始まるものであって、いずれも天皇を「仰ぐ」とすることをその内容とするものであるから、「奉答」を「国民代表の辞」と言い換えたところで即位後朝見の儀が「天皇が踐祚(即位)後初めて臣下である群臣に朝見をし、勅語を賜う」という性格を有するものであることが変化するものではない。

ウ さらに本件代表の辞は、その末尾を「ここに、令和の御代の平安と、皇室の^{いやさか}弥栄をお祈り申し上げます」と結んでいるところ、

「御代^{みよ}」とは天皇の治世を指すものとして用いられる言葉であり、「弥栄^{いやさか}」とは「いよいよ栄えること」及び「ばんざい（万歳）」を意味するものとして用いられる言葉である。

本件代表の辞は、天皇の治世に対して万歳を称するという内容をもって締めくくられているものであって、前回奉答以上に国民主権原理に反するものである。

第2 賢所の儀について

1 賢所の儀

2019年5月1日から同月3日にかけて、宮中三殿の一つである賢所において、賢所の儀が執り行われた。賢所の儀とは、宮内庁「即位の礼及び大嘗祭関係緒儀式等（予定）について」（2019年7月3日付け）によれば「賢所に皇位を継承されたことを申告する儀式」であり、今回の一連の代替わり儀式等のうち、即位に関連する儀式である。

同年5月1日には皇居・宮殿「松の間」において、国事行為である剣璽等承継の儀が、賢所の儀と同時に行われている。

2 宮中三殿と三種の神器

(1) 宮中三殿

ア 宮中三殿の概要

以下、村上重良『天皇の祭祀』54～67頁、同『国家神道』147～148頁、松崎敏弥・小野満『日本の皇室事典』344～346頁、藪田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』201、291、357～358頁）。皇室事典編集委員会編『皇室事典』485頁による。

(ア) 宮中三殿とは、皇居吹上御苑の東南部にある賢所・皇霊殿・神殿の総称である。一括して「賢所」（けんじょ、けんしよ）という場

合もある。皇室祭祀は古くは山稜で行われていたが、現在は主にこの宮中三殿で行われている。皇居内の奥まった一角、吹上御苑の東南部に南面して立ち、築地塀に囲まれた2200坪の神域である。中央は賢所で、東が神殿、西が皇霊殿であり、賢所が左右両殿よりもやや大きく、床も30cmほど高くなっている。いずれも白木造り、側面三間、背面二間、屋根入母屋造・妻入・銅板葺、高欄付の回縁を有し、前面に木階・向拝付きで、前庭には白砂が敷き詰められている。各殿はそれぞれ、簀子と呼ばれる板敷きの回廊で結ばれている。前庭の中央には瓦葺きで柱建ての神楽舎、東側に奏楽舎と御羽車舎が並んでおり、神楽舎をはさんで、右に左幄舎、左に右幄舎がある。宮中三殿の西側奥には新嘗祭の祭場である神嘉殿、裏側には天皇、皇后が神事を行うに当たり齋戒・更衣をする綾綺殿、その近くに皇太子、皇太子妃が齋戒・更衣をする東宮便殿、神饌を調理するための御饌殿、賢所詰所などがある。

(イ) 1869年(明治2)年、明治天皇は、三種の神器を奉じて、東幸し、東京奠都が実現された。賢所は、前近代から「温明殿」あるいは「内侍所」ともいわれて存在していたが(恐れ畏まるの意から「威所」「尊所」「恐所」ともいう。)、この東京奠都に伴い、賢所が東京宮城に遷座した。そして、1871年(明治4年)9月14日、次の神殿造営の詔書が発出された。「朕、恭しく惟みるに、神器は天祖威霊の憑る所、歴世聖皇の奉じて以て天職を治め玉ふ所の者なり。今や朕、不逮を以て復古の運に際し、恭しく鴻諸を承く。新たに神殿を作り、神器と列聖皇霊とをここに奉安し、以て万機の政を視んと欲す。爾群臣百僚、其れ斯旨を体せよ。」。そして、宮中では仮の賢所御拝所に、神器の鏡、皇霊、天神地祇が祀られることになり、急いで本格的な神殿の造営を進めることになった。しかし、1

873年(明治6年)5月5日、皇居が炎上したため、賢所、皇霊、天神地祇は赤坂離宮の仮皇居に遷され、神神殿造営はしばらく延期となった。新神殿は、1888年(明治21年)の新皇居の造営に際して、皇居の吹上御苑内に造営され、翌1889年(明治22年)1月9日、皇室典範と大日本帝国憲法の発布に先立って、赤坂仮皇居から新神殿に、神器の鏡、皇霊、天神地誌が遷座された。新たに造営された宮中三殿は、新嘗祭が執り行われる神嘉殿とともに、皇室神道の大小の祭りの祭場となった。このように、古来の賢所に加え、新たに皇霊と天神地祇が宮中に祀られることは、新しい皇室神道の整備と充実を意味し、近代天皇制の祭祀の拡充強化に見合う新機軸であった。

イ 賢所

賢所では皇祖神である天照大神が祀られている。後述するように三種の神器のひとつである鏡の本体は伊勢神宮に奉斎されているが、その聖なるレプリカ(写、形代)が奉斎されている。このように、賢所は天皇の祖先神である天照大神・鏡が祀られていることから、宮中三殿の中心と位置づけられており、大祭、小祭にかかわらず、天皇が内陣で拝礼する際には、特に「御鈴の儀」と呼ばれる特別な儀式が行われる。

このような場所で行われる賢所の儀は、天照大神・鏡に皇位承継を申告する儀式といえる。

ウ 皇霊殿

皇霊殿では、神武天皇を中心に歴代天皇、即位しないで死後追号を受けた追尊天皇、歴代の皇后、皇妃、皇親すべての神霊2200余が合祀されているといわれ、新たな合祀は、没後1カ年を経て行われる。つまり、天皇家の祖霊のための神殿である。明治初年の神仏分離によ

り、宮中から歴代の位牌が菩薩所の寺院に遷されることになり、1869年（明治2年）、神祇官神殿に祭神三座のひとつとして歴代天皇の神霊を祀ったのが、皇霊殿の起源であり、皇霊は2年後に宮中へ遷座された。

エ 神殿

神殿には、祭神として天神地祇、八百万神が祭られている。神殿は1869年（明治2年）に神祇官仮神殿に、歴代皇霊とともに八神、天神地祇の三座を遷座したのが始めであった。八神とは、神産日神、高御産日神、玉積産日神、生産日神、足産日神、大宮売神、御食津神、事代主神であり、当初は八神殿と称されていた。1872年（明治5年）に、天照大神を最高神とすることに合わせて、八神をとくに祀ることをやめ、天神地祇に含まれることとなり、神殿と改称した。歴代皇霊は、同年、賢所に遷され、1877年（明治10年）、そこに歴代皇妃・皇親も合祀され、1889年（明治22年）に新御殿に遷座した後、1900年（明治33年）から皇霊殿と称するようになった。

オ 代替わり儀式と宮中三殿

宮中三殿は、皇祖神である天照大神を頂点に、皇霊及び天神地祇・八百万神を包摂する天皇制支配を正当化する神話の理念を表している。そのため、登極令下における代替わり儀式は、踐祚も大礼の始まりも終わりもこの宮中三殿の儀式が位置づけられ、その中の即位礼も大嘗祭もこの宮中三殿の儀式、なかでも賢所の儀式で始まっている。今回の代替わり儀式でも、賢所の儀、皇霊殿神殿に奉告の儀、賢所に期日奉告の儀、神霊殿神殿に期日奉告の儀が行われ、即位礼当日賢所大前の儀、即位礼当日皇霊殿神殿に奉告の儀、大嘗祭当日賢所大御饌更新の儀、大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀、即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀、即位礼及び大嘗祭後皇霊殿神殿に親謁の儀、即位礼及

び大嘗祭後賢所御神樂の儀が行われる予定になっている。

(2) 三種の神器について

前述のように、賢所の儀は、天皇の祖先神である天照大神・鏡に皇位承継を申告する儀式であり、同時に行われた劔璽等承継の儀も三種の神器のうち劔・玉を新天皇に承継する儀式である。ここで三種の神器について論じる。

三種の神器は次のように解されている（原武史・吉田裕編『天皇・皇室事典』（岩波書店 13～16頁、村上重良『日本史の中の天皇』100～127頁、前掲『神道史大辞典』33、97、975頁、中島三千男『天皇の「代替わり儀式」と憲法』40～46頁、前掲『皇室事典』423～427頁、岩波書店『日本書紀上』570～571頁）。

ア 三種の神器という言葉自体は南北朝時代から使われたようであるが、その起源は記紀神話が書かれた8世紀にまでさまかのぼる。鏡と劔は中国に由来するのに対して、勾玉は日本の宝物である。八咫鏡は伊勢神宮内宮（皇大神宮）に、草薙劔は熱田神宮に、八咫鏡の形代は宮中三殿の賢所に安置されているほか、劔の形代と勾玉は吹上御所内の劔璽の間に奉安されている。

『古事記』『日本書紀』によれば、天の岩戸の物語の中に八咫鏡・八咫瓊勾玉の起源が、また、八岐大蛇の物語の中に草薙劔の起源がそれぞれ記されている。

すなわち、八咫鏡は、天の岩戸にこもった天照大神を外に引き出すために行われた祭儀において、石凝姥尊が命ぜられて造り、真榊の中枝に掛けられた鏡とされている。八咫瓊勾玉も、天の岩戸の際に石凝姥命に命じて作らせた玉で、真榊に掛けたと伝えられている。草薙劔は、須佐之男命が退治した八岐大蛇の尾の一本から出たもので、これ

を天照大神に献上した際、天叢雲劍と名付けたという。景行天皇の皇子日本武尊が東国を征伐するにあたり、この天叢雲劍を授けられ、駿河の地で賊に囲まれて火を放たれたとき、この劍を抜いて草をなぎ払ったところから、この劍の名も草薙劍とされたという。

そして、『日本書紀』第一の一書及び『古事記』神代の天孫降臨条には、いわゆる天壤無窮の神勅として、次のように記されている。「天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵尊に、八尺瓊勾玉及び八咫鏡・草薙劍、三種の宝物を賜ふ。…因りて、皇孫に勅して曰はく『葦原の千五百秋の瑞穂の国は、これ吾が子孫に王たるべき地なり。爾皇孫、就きて治らせ。行くませ。宝祚の隆えまさんこと、まさに天壤と窮り無いかるべし』」と（「三種宝物」との呼称は『日本書紀』の一書にのみ見え、『古事記』にはない。『日本書紀』本文にはこの物語はない。）。また、『日本書紀』第二の一書には、いわゆる宝鏡奉斎の神勅として、次のように記されている。「天照大神、手に宝鏡を持ちたまひて、天忍穂耳尊に授け祝ぎて曰はく『吾が児、この宝鏡を視まさんこと、まさに吾を視るがごとくすべし。与に床を同じくし殿を共にして、斎鏡とすべし』と」（劍・勾玉を授けたとは記されていない。）。これによれば、天照大神は、はじめは子である天忍穂耳尊を降臨させようとして、宝鏡奉斎の神勅を下した。しかし、その子と萬播姫との間に瓊瓊杵尊が生まれたので、この皇孫が鏡とともに天降ったことになる。それが天壤無窮の神勅では、天照大神から皇孫に対して神勅を下し、「三種の宝物」をセットにして皇孫である瓊瓊杵尊に授けたということになる。

また、『日本書紀』には、崇神天皇のとき、「神勢」を不安として、宮中に奉祀していた天照大神を大和の笠縫邑に遷し、豊鍬入姫命に託して祀らせたこと、垂仁天皇が天照大神の祠を伊勢五十鈴川上に建てたこと、景行天皇の代、伊勢神宮の祭主倭姫命が日本武尊に草薙劍を

授け、尊が途中で病死したため、剣が尾張にとどめられたことがそれぞれ記されている。

『古語拾遺』には、皇孫に「八咫鏡及草薙劍二種神宝」を授けたという『日本書紀』『古事記』とは異なる所伝が含まれ、崇神天皇が「天照大神及草薙劍」を笠縫邑に遷すにあたり、神威を畏み殿を同じくするを不安とし、更に「鏡」を「鑄」し、「劍」を「造」り護身の御璽とし、これが踐祚の際に献上される「神璽鏡劍」である旨、『古事記』『日本書紀』には所見のないことが記されている。

戦前は、これらいくつかの異伝をほしいままに綜合したうえ。潤色を加え、記紀神話に基づく三種の神器として、近代天皇制支配体制を根拠付ける重要な位置づけが与えられた。すなわち、1903年版国定日本歴史教科書によれば、天孫降臨に際し、天照大神が皇孫に「三種の神器」を授け、「代々の天、あひ伝えて皇位の御するしとなし」、「つねに宮中にあ」ったが、崇神天皇にいたり「別に鏡と劍とを模造せしめ」「真の鏡、劍」は笠縫に遷し、垂仁天皇のときさらに伊勢に遷して、伊勢神宮の神体となり、景行天皇の日本武尊の携えた剣が尾張にとどめられ、熱田神宮の神体となった、というのである。

また、1937年に文部省により刊行された『国体の本義』には、三種の神器につき、次のように言及されている（なお、『国体の本義』の冒頭には刊行目的として「本書は国体を明徴にし、国民精神を涵養振作すべき刻下の急務に鑑みて編纂した。」とあるが、その直接の契機は1935年の天皇機関説事件である。美濃部達吉の憲法学説が「国体を破壊する」ものとされ、美濃部は「謀反人」「叛逆者」「学匪」として排撃の対象に晒さるに至った。この天皇機関説排撃運動は、軍部を中心に大きな政治問題へと発展し、文部省としても『国体の本義』を明らかにすることを迫られた。）

「 皇位の御するしとして三種の神器が存する。日本書紀には、
天照大神、乃ち天津彦彦火瓊瓊杵ノ尊に、八坂瓊ノ曲玉及
び八咫ノ鏡・草薙ノ劍、三種の宝物を賜ふ。

とある。この三種の神器は、天の岩屋の前に於て捧げられた八
坂瓊ノ曲玉・八咫ノ鏡及び素戔鳴ノ尊の奉られた天ノ叢雲ノ劍
(草薙ノ劍) の三種である。皇祖は、皇孫の降臨に際して特に
これを授け給ひ、爾来、神器は連綿として代々相伝へ給ふ皇位
の御するしとなつた。従つて歴代の天皇は、皇位継承の際これ
を承けさせ給ひ、天照大神の大御心をそのまゝに伝へさせられ、
就中、神鏡を以て皇祖の御霊代として奉斎し給ふのである。

畏くも、今上天皇陛下御即位式の勅語には、

朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ
茲ニ即位ノ礼ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク
と仰せられてある。

而してこの三種の神器については、或は政治の要諦を示され
たものと解するものもあり、或は道徳の基本を示されたものと
拝するものもあるが、かゝることは、国民が神器の尊嚴をいや
が上にも仰ぎ奉る心から自ら流れ出たものと見るべきであら
う。」

ほかには、例えば、賀茂百樹『登極令大要』(1912年、所功『近
代大札関係の史料集成』所収)には「抑々国民として、我が国に三種
の神器、即ち八咫鏡・草薙劍・八尺瓊勾玉の三神物の存することを
知らざるものなからむ。この神器は、皇祖の皇孫瓊々杵尊に授け給ひ、
代々相伝へて、君主の徵信となし給ひ、これに因りて、国家を治め、

大義を定め、忠孝の道を教へ給ひぬ。」とあり、上杉慎吉『新稿憲法術義』（1924年）123頁には「天皇踐祚スルトキハ祖宗ノ神器ヲ承ク、神器ハ劍鏡璽ノ三種ノ神器ニシテ、天祖ヨリ傳ヘテ、皇位ノ璽符トシタマフ所ナリ、古来皇位ノ在ル所神器アリトセラレ、神器ノ踐祚ト共ニ新帝ニ移ルハ、正統ノ天皇ニマシマスコトヲ信徴スルナリ。」などとある。

イ しかし、これらはいずれも神話の世界にすぎず、史実とは言い難い。記紀神話に語られる三種の神器の経過は、もともと大和・伊勢・尾張にそれぞれ由来する宝物があり、後世それらを巧みにつなぎ合わせるために構想されたものである。そして、記紀神話自体、7世紀後半から8世紀初頭にかけて当時権力を握った藤原氏と天皇家が自らの支配の正当性を証明するために創作、改変がなされたものであり、強い政治性を帯びている。

天壤無窮の神勅及び宝鏡奉斎の神勅は、斎庭稻穂の神勅とともに三大神勅とされているが、この三大神勅は『日本書紀』の正文（本文）には全く出てこず、この正文に関連する資料ともいべき「一書」にかろうじて出てくるのみである。また、『古事記』においては、宝鏡奉斎の神勅のみが記載され、天壤無窮の神勅も斎庭稻穂の神勅も記載されていない。三種の神器についても、『古事記』には三つとも記載されているが、『日本書紀』では正文には一切なく、「一書」において記載されているのみである。

さらに、古代において神器は常に三種であったわけではなく、元来は鏡・劍の二種であったとも考えられている。すなわち、神器については、忌部の鏡・劍二種説と中臣の鏡・劍・玉三種説が『日本書紀』『古語拾遺』などの古典で対立しているが、玉を管掌する後宮を制した藤原氏を背後勢力とする中臣氏が神事の世界において忌部氏を圧

倒すると、いわゆる「三種神器」説が定着することとなったが、それはほぼ9世紀ごろと考えられている。

宮中にあった鏡は960年（天徳4年）、1005年（寛弘2年）、1040年（長久元年）と三度の火災にあい、原形を失い、わずかにその灰を集めて辛櫃に納めたといわれている。

平家が滅亡して安徳天皇が入水した際、神器もまた海中に没し、鏡と勾玉は回収されたとされるものの、剣は失われた。現在の剣は、1210年（承元4年）に順徳天皇が踐祚した際、伊勢神宮から後白河上皇に贈られたものとされている。

ウ 神器が大きな意味を持つようになるのは、南北朝時代になってからである。1392年の南北朝合一は、南朝の後龜山天皇が北朝の後小松天皇に譲位の形式をもって神器を譲り渡すことで成し遂げられた。皇室は14世紀から18世紀にかけて最も衰えたが、18世紀から19世紀にかけて国学や水戸学が盛んになり、天皇に対する関心が高まってくると、神器は再びクローズアップされることになる。

エ 三種の神器が公の性格を持つようになったのは、明治以降である。旧皇室典範10条は「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ踐祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と定め、三種の神器を「祖宗ノ神器」とし、初めて法的に根拠を与えた（それ以前は皇室において内輪に伝承された宝物として扱われていた。）。

三種の神器は皇室にとってもっとも重要な宝器である。神器とは、神に由来する神聖な宝物を意味する。そこから戦前の近代天皇制の時代には「祖宗の神器」すなわち皇祖皇宗から伝わった神器という呼び方が公式に行われていた。皇祖皇宗の皇祖とは神話上の天皇の祖先という意味であり、皇祖は歴史上の天皇の祖先、つまり神武天皇以後の歴代天皇制を指すとされている。

天皇踐祚の際「神器ヲ承ク」とあるが、移すのは形代の剣と勾玉だけで、形代の鏡は動かさない。これが「剣璽渡御の儀」である。戦後の皇室典範では、神器に関する規定はなくなった。

戦前までは1泊以上の行幸で天皇の身近に剣の形代と勾玉を携行する剣璽動座が続けられていた。剣璽動座は1946年から中断していたが、1974年に復活し、さらに、2019年4月18日、天皇明仁が伊勢神宮参拝（神宮親謁の儀）を行った際、三種の神器のうち剣と勾玉を携え、剣璽動座が実施された。

オ 天皇にとって究極のよりどころとされた神器は、一般の人々はもちろん、歴代の天自身ですらも、決して見てはならないものとされている。ただし、明治天皇だけは、1868年に京都から東京に行く途中、伊勢神宮に参拝したときに、内宮正殿にある入れ物（御樋代）を開け、八咫鏡を見たと言われている。そのとき天皇は、自分の子孫といえども、これを見てはならないと御樋代に記したと伝えられている。

3 賢所の儀の式次第等

(1) 大礼員会における討議

宮内庁に設置された大礼委員会（委員長山本信一郎宮内庁長官）では、2019年4月15日の第6回委員会において、賢所の儀を含む斎田点定の儀までの式次第等につき、次のように討議されている。同委員会の議事録を引用する。

- ・即位に関する緒儀式（斎田点定の儀まで）について、平成大礼の儀式の枠組みを基本に、次第の立案を行った。
- ・平成大礼において、昭和天皇の崩御に伴う諒闇中に行われた「賢所の儀」、「皇霊殿神殿に申告の儀」については、今回の場合は諒闇中

ではないことを踏まえて、大札の執行の円滑化を任務とする大札委員が儀式を見届けるために参列することとし、大札委員の着床、拝礼を追加した。また、平成大札で「次に」としていた天皇陛下御代拝の記載を、剣璽等承継の儀と同時刻に御代拝を設定すべく、「午前10時30分」とした。

- ・「賢所に期日奉告の儀」、「皇霊殿神殿に期日奉告の儀」については、平成大札で行われた次第を基にし、ご参列の表記は「皇嗣」「皇嗣妃」を追記した。
- ・「神宮神武天皇山稜及び昭和天皇以前四代の天皇山稜に勅使派遣の儀」については、平成大札で行われた次第を基にし、平成大札で「次に天皇がお出ましになる」としていたものを「午後2時、天皇がお出ましになる」と時刻を記載した。
- ・「神宮に奉幣の儀」、「神武天皇山稜及び昭和天皇山稜以前四代の天皇山稜に奉幣の儀」については、平成大札で行われた次第を基にした。神宮に奉幣の儀は、平成大札のとおり。山稜に奉幣の儀は、勅使着床時刻を正時（午前10時若しくは午後2時とし）、それが祭典開始時刻となるよう記載した。
- ・「斎田点定の儀」は、平成大札で行われた次第を基にした。式次第中、大札委員の着床について、平成度の実際の動きに合わせ、「次に掌典長が祝詞を奉する。」の次の行に「時刻、大札員会が幄舎に着床する。」と記載した。斎田点定の儀についても「午前10時」と時刻を記載した。

（2）式次第

そして、同委員会においては「即位の礼及び大嘗祭関係緒儀式等（斎田点定の儀）の式次第について」が了承されているが、そのうち、賢

所の儀の式次第は次のとおりである。

賢所の儀（第1日）

5月1日午前9時、御殿を装飾する。

次に御扉を開く。

次に神饌を供する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に御鈴の儀がある。（内掌典が奉仕する。）

次に大礼委員が着床する。

午前10時20分、天皇御代拝、御告文を奏する。（掌典長「衣冠単」が奉仕する。）

次に皇后御代拝。（式典次長「衣冠単」が奉仕する。）

次に大礼委員が拝礼する。

次に神饌を徹する。

次に御扉を閉じる。

次に各退出する。

○

服装 天皇御代拝：衣冠単

皇后御代拝：衣冠単

掌典長、掌典次長、掌典及び掌典補：祭服

内掌典：衣袴、桂袴

出仕：麻浄衣

モーニングコート又はこれに相当するもの

賢所の儀（第2日）

5月2日午前9時、御殿を装飾する。

次に御扉を開く。

次に神饌を供する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に御鈴の儀がある。(内掌典が奉仕する。)

次に大礼員会が着床する。

午前10時、天皇御代拝。(掌典長「衣冠単」が奉仕する。)

次に皇后御代拝。(掌典次長「衣冠単」が奉仕する。)

次に大礼委員が拝礼する。

次に神饌を徹する。

次に御扉を閉じる。

次に各退出する。

賢所の儀(第3日)

賢所の儀(第2日)に倣う。

(3) 過去に執り行われた賢所の儀

上記のとおり、宮内庁大礼員会(第6回)は、本件における賢所の儀については、細部を除けば、天皇明仁が即位した際の賢所の儀を踏襲するものとしているので、過去に執り行われた賢所の儀をみていくこととする。

ア 天皇明仁が即位した際の賢所の儀

鎌田純一『平成大禮要話』(27～28頁)によれば、天皇明仁が即位した際の賢所の儀として次のように記述されている(なお、同著者は、1988年宮内庁掌典職掌典、1989年同祭事課長に任ぜられ、「平成の大礼に掌典職掌典、祭事課長として奉仕させて頂いた」者である〔同書「序」「著者略歴」より。〕)。

宮殿での「劍璽等承継の儀」と時刻を合わせ、賢所では、掌典長以下掌典職限りで、『賢所の儀』に奉仕した。これも前例によるもの、登極令第一条に、

天皇踐祚ノ時ハ 即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ
且 踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム

とあるこれに準拠してのことである。この登極令第一条は、皇位の本来、すなわち先掲の『日本書紀』持統天皇条の「神璽劍鏡」、『古語拾遺』に記す「神璽鏡劍」なる語で表現されて来たところ等をふまえ、定められた先掲旧皇室典範十条等をもととしてのものであること、よく理解できるであろう。さらに宮殿での「劍璽等承継の儀」と同時に斎行の意味もよく理解されよう。ただ、現在の法の下で「劍璽等承継の儀」は国の儀式として行われ、この「賢所の儀」は、次に記す「皇靈殿神殿に奉告の儀」とともに、皇室の行事として、公務員ではない内廷職員たる掌典職により奉仕されたのも、現行法のもとでのことである。

その次第について、登極令附式に、

第一編 踐祚ノ式

賢所ノ儀 三日間之ヲ行フ但シ第二日 第三日ノ儀ハ御告文ナシ

時刻御殿ヲ裝飾ス

次ニ御扉ヲ開ク

次ニ神饌 色目時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下神饌又ハ幣物
ニ付別ニ分注ヲ施サルモノハ皆之ニ倣フヲ供ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ 内掌典
奉仕

次ニ天皇御代拝 掌典長奉仕、
衣冠単

次ニ皇后御代拝 掌典奉仕、
衣冠単

次ニ神饌ヲ徹ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

次ニ各退下

皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀

其ノ儀賢所第一日ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

とみられるところに準拠して、次第を立て、神饌丸物十一台を献じ、掌典長祝詞奏上、御鈴の儀のあと、掌典長は服装を附式に注記する衣冠単に改め、「天皇御代拝」の時刻が、宮殿松の間での「剣璽等承継の儀」の午前十時と合致するようにして進行、御代拝が御告文を奏した。通例「御告文」とは天皇陛下御親ら奏されるものであり、勅使の奏するそれは「御祭文」と称するが、諒闇に入られた新天皇陛下は賢所での祭祀を御親らなされないため、掌典長が御代拝御告文を奏したのである。この御告文は予め準備したが、この祭典の直前、裁可を仰ぎ奏された。ついで新皇后陛下の御代拝を掌典次長が奉仕をした。次に神饌を徹し、この御儀を滞りなく終えた。

なお、ここに記しておくが、諒闇中も掌典職は特に喪を服さず、神事奉仕に専心させて頂くこととなっている。

以上、鎌田純一によれば、天皇明仁が即した際の賢所の儀は、登極令に準拠して行われており、これを踏襲した本件における賢所の儀も登極令に準拠して行われたものであることが分かる。実際に、宮内省大札委員会（第6回）で了承された、本件における賢所の儀の式次第と登極令が定めるそれとはほぼ同一とあってよい。

イ 天皇裕仁が即位した際の賢所の儀

それでは、登極令に基づき執り行われた賢所の儀はどういったもの

であったか、天皇裕仁が即位した際、1926年12月25日から同月27日にかけて執り行われた賢所の儀をみる。

内閣大礼記録編纂委員会『昭和大礼要録』（1931年7月1日）には、要旨次のようにある。

- ① 賢所の儀は、1926年12月25日午前3時15分をもって行われた。
- ② これより先に、御殿を装飾し、掌典長以下参進して簀子に仕える。
- ③ 午前2時50分、内掌典が御簾を擧げる。
- ④ 掌典次長以下参進し、神饌を供する。神饌は、洗米・酒・餅・海魚・川魚・野鳥・水鳥・海菜・野菜・菓・鹽及び水等丸物三方十一台である。
- ⑤ 掌典長が神前に参進し、祝詞を奏する。
- ⑥ 掌典長が天皇御代拝として参進し、御玉串を奉り、拝礼の後、御告文を奏する。すなわち（※平仮名表記にし、適宜句読点を付した。）
「あれ、いましゆゆしきまがごとにかであひて、いたみかなしみ、せむすべしらず。しかにあれども、きみのくらは、かたときもむなくすべきにあらず。よろずのまつりごとは、ひとひもととどめやむべきにあらざるがゆえに、なげきつつも、おおまへにひつぎのいやわざをおこなひて、よろずよひとちのすめらみことのみくらいをうけつぎ、すめらみくにしろしめすおほみわざをとりふさねみそなはす」べき旨告げ、「たかきたふときおおみいづひろきあつきおおみめぐみを、かがふらしめたまいて、あめつちのむたとしへにさかえゆくあめつひつごを、いよいよかたらかにきづきかため（中略）、すめらみくにのおおひかりを、いよいよひろらにかがやきわたらしめたまひ、すめみおやのおほみかみをはじめ、みよみよのすめらみことのおほみはかりごとのまにまにありとあるもののこと

ごとうみのこと、いやひたしにひたし、いやはぐくみにはぐくみ、みおほぢのすめらみこと、みちちのすめらみことのおほみをしへのまにまに、よものうみみなはらからと、いやむつびにむつび、いやしたしみにしたしましめたまへ」と祈請した。

- ⑦ 次に、掌典が皇后御代拝として参進し、御玉串を奉り、拝礼をした。
- ⑧ これらが終わり、掌典次長以下が神饌を徹し、内掌典が御簾をたれ、退下した。午前4時15分をもって、この儀が終わった。
- ⑨ 同年12月26日に第2日の儀、同月27日に第3日の儀が行われた。第2日、第3日の儀、いずれも御告文の奏上を除くほかは概ね第1日の儀と異なるところはなかった。

5 検討

以上、賢所を含む宮中三殿は、皇祖神である天照大神を頂点に、皇霊及び天神地祇・八百万神を祀っており、宗教施設にほかならないこと、賢所に納められている鏡を始めとした三種の神器は、記紀神話にその性格を規定されており、高度な宗教性を帯びていること、等からすると、天照大神・鏡に皇位承継を申告する儀式である賢所の儀は徹頭徹尾宗教行為といわなければならない。そして、三種の神器との関係でいえば、賢所の儀は国事行為である剣璽等承継の儀とワンセットとして捉えることができる。

一方で、宮内庁には大礼委員会が設置され、その大礼委員会設置内規第2条によれば、大礼委員会は、委員長：宮内庁長官、副委員長：宮内庁次長・侍従長・東宮大夫・式部官長、委員：審議官・宮務主管・皇室経済主管・侍従次長・東宮侍従長・式部副長（2人）・書陵部長・管理部長・京都事務所長、参事」委員長の委嘱する者で構成されている。こ

これらの者はいずれも宮内庁の職員であり、現職の公務員である。これら現職の公務員により構成される大礼委員会が賢所の儀の式次第等を検討立案し、大礼委員が賢所の儀にも参列している。さらに、宗教行為である賢所の儀に対しても宮内庁が管理する公金である宮廷費が費やされている。

これらの事実からすると、賢所の儀に対する宮内庁職員らの関与は政教分離原則に違反することは明白である。

第3 奉告の儀および奉幣の儀について

1 皇霊殿神殿に奉告の儀

(1) 儀式について

皇霊殿および神殿は、賢所と合わせて「宮中三殿」と呼ばれている。これらの詳細については、第2の各所において述べたとおりである。

「奉告の儀」とは、これら宮中三殿等に祀られた先祖に対して報告をするための儀式であるが、ここでいう「奉告」の内容は、天皇の即位である。

訴状別紙記載の「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等」には、「皇霊殿神殿に奉告の儀」と記載されているが、皇霊殿と神殿は別個のものであるため、厳密に言えば、皇霊殿に奉告の儀と神殿に奉告の儀の2つの儀式が行われたということになる。

大礼委員会の発表している「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等（斎田点定の儀まで）の式次第（案）」においても、これを前提としており、皇霊殿に奉告の儀と神殿に奉告の儀の2つの儀式が別個に記載されている。

(2) 儀式の概要

大礼委員会の発表している式次第には、一連の諸儀式について、執り行うべき儀式の内容について具体的な記載があるが、皇霊殿に奉告の儀と神殿に奉告の儀については、いずれについても、「賢所の儀に倣う。(御鈴の儀はない。)」との記載があるのみで、具体的な儀式の内容についての記載はない。

しかし、日程については令和元年5月1日とされており、その内容は「賢所の儀に倣う」とされていることから、その式次第は概ね、下記の通りということになるだろう。ただし、下記は「賢所の儀(1日目)」に関するものであり、一連の儀式を同時並行で行うわけではなく、皇霊殿に奉告の儀、神殿に奉告の儀の順番で順次行うものであることから、時間については賢所の儀(1日目)の後に順次行われたものと思われる。

記

(式次第)

5月1日午前9時、御殿を装飾する。

次に御扉を開く。

次に神饌を供する。

次に掌典長が祝詞を奏する。次に御鈴の儀がある。(内掌典が奉仕する。)

次に大礼委員が着床する。

午前10時30分、天皇御代拝、御告文を奏する。(掌典長「衣冠単」が奉仕する。)

次に皇后御代拝。(掌典次長「衣冠単」が奉仕する。)

次に大礼委員が拝礼する。

次に神饌を撤する。

次に御扉を閉じる。

次に各退出する。

(3) 儀式に際しての服装

儀式に際しての服装についても、賢所の儀に倣うものであるとすると、下記の通りであるということになる。

記

(服装)

天皇御代拝:衣冠単

皇后御代拝:衣冠単

掌典長，掌典次長，掌典及び掌典補:祭服

内掌典:衣袴，桂袴

出仕:麻浄衣

モーニングコート又はこれに相当するもの

2 賢所に期日奉告の儀

(1) 儀式について

賢所とは、先に述べた通り「宮中三殿」の一つであるが、ここで報告される期日とは、即位礼及び大嘗祭を行う期日のことである。

(2) 儀式の概要

大札委員会の発表している式次第によると、下記のとおりである。先に述べた、皇霊殿神殿に奉告の儀とは異なり、神楽の演奏や、剣璽が登場する点などが異なっているのが注目される。

記

(式次第)

5月8日午前8時30分，御殿を装飾する。

午前10時10分，参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が賢所参集所に参集される。

次に天皇，皇后が綾綺殿にお入りになる。

次に天皇に御服を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御手水を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御笏を供する(侍従が奉仕する。)

次に皇后に御服を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御手水を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御檜扇を供する(女官が奉仕する。)

次に御扉を開く。

この間，神楽歌を奏する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間，神楽歌を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に大礼委員が着床する。

次に諸員が参進して幄舎に着床する。

式部官が誘導する。

次に皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が参進して幄舎に着床される。

式部官が誘導する。

午前10時30分，天皇がお出ましになる。

掌典長が前行し，侍従が劍璽を捧持し，侍従が随従する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになる。

侍従が劍璽を捧持し，外陣に候する。

次に天皇が御拝礼になり，御告文をお奏しになる(御鈴を内掌典が奉仕する。)

次に天皇が御退出になる。前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后がお出ましになる。掌典長が前行し、女官が随従する。

次に皇后が内陣の御座にお着きになる。女官が簀子に候する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に大札委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、神楽歌を奏する。

次に御扉を閉じる。

この間、神楽歌を奏する。

次に各退出する。

(3) 儀式の参列者

大札委員会の発表によれば、参列者は以下の通りである。皇霊殿神殿に奉告の儀に比して、参列者の人数が明らかに多いことが分かる。

記

(参列者)

参列の諸員は、次のとおりとする。

内閣総理大臣及び国務大臣並びに衆議院及び参議院の議長及び副議長並びに最高裁判所長官及び最高裁判所判事(長官代行)

認証官総代

各省庁の事務次官の総代

都道府県の総代

市町村の総代

その他別に定める者

(4) 儀式の服装

大礼委員会の発表によれば、儀式における服装は下記のとおりである。皇霊殿神殿に奉告の儀とは異なり、天皇が「黄櫨染御袍」と呼ばれる服装を身に付けている点からも、儀式の位置付けが異なることが分かる。

記

(服装)

天皇:御束帯(黄櫨染御袍)

皇后:御五衣・御小桂・御長袴

侍従，掌典長，掌典次長，掌典及び楽長:衣冠単

女官:桂袴

内掌典:衣袴，桂袴

掌典補，楽師:布衣単

出仕:雑色

モーニングコート又はこれに相当するもの

3 皇霊殿神殿に期日奉告の儀

前記1と同様、訴状別紙記載の「即位の礼及び大嘗祭関係諸儀式等」には、「皇霊殿神殿に期日奉告の儀」と記載されているが、皇霊殿と神殿は別個のものである。

その内容については、大礼委員会の発表している式次第に詳細の記載はないものの、「賢所に期日奉告の儀に倣う。(御鈴の儀はない。)」

とされていることから、基本的には前記 2（1）ないし（4）と同様であると思われる。

4 神宮神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に勅使発遣の儀

（1）儀式について

即位の礼および大嘗祭の期日について、神宮等に報告するための勅使を派遣するための儀式である。

勅使が派遣されるのは、儀式の名前から明らかなとおり、神宮、神武天皇山陵、昭和天皇以前四代の天皇山陵である。

（2）儀式の内容

大礼委員会の発表によれば、式次第は下記の通りである。

記

（式次第）

5月8日午後1時、御殿を装飾する。

午後1時55分、大礼委員が着床する。

次に勅使が着床される。

午後2時、天皇がお出ましになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従が御剣を捧持し、侍従長及び侍従が随従する。

次に幣物を御覧になる(掌典長が侍立する。)

次に神宮に参向の勅使をお召しになる。

次に御祭文を勅使にお授けになる(宮内庁長官が奉仕する。)

次にお言葉があり、勅使が退いて幣物の傍らに立たれる。

次に幣物を辛櫃に納める(掌典が奉仕する。)

次に勅使が幣物を奉じて御殿を辞される。

次に神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の山陵に参向の勅使を順にお召しになる。

次に御祭文を勅使にお授けになる(宮内庁長官が奉仕する。)。勅使が退いて幣物の傍らに立たれる。

次に幣物を辛櫃に納める(掌典が奉仕する。)

次に勅使が幣物を奉じて御殿を辞される。

次に天皇が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのおときと同じである。

次に各退出する。

(3) 儀式の服装

大礼委員会の発表によれば、服装は下記の通りである。

記

(服装)

天皇:御引直衣

勅使:衣冠単(帯剣)

宮内庁長官, 侍従長, 侍従, 式部官長, 掌典長及び掌典:衣冠

辛櫃奉昇者:衣冠単

モーニングコート又はこれに相当するもの

5 神宮に奉幣の儀

(1) 儀式について

天皇に派遣された勅使が、即位の礼および大嘗祭の期日を神宮に報告するための儀式である。

(2) 儀式の内容

期日を報告すべき「皇大神宮」と「豊受大神宮」については、いずれも具体的な記載がなく、行うべき儀式の内容も「神宮の祭式による」とされている。

ここでいう、「皇大神宮」とは、伊勢神宮の2つの正宮のうちの1つであり、一般には内宮と呼ばれている。また、「豊受大神宮」も、正宮のうちの1つであり、一般には外宮と呼ばれている。

端的に、「祭式による」とされており、大札委員会がその内容について明定せず、伊勢神宮の方式に委ねることとされている点に注目すべきである。

(3) 儀式の服装

大札委員会の発表によれば、服装は以下の通りである。

記

(服装)

勅使:衣冠単(帯剣)

勅使随員:衣冠単

出仕:雑色

(4) 所在および儀式の日時

「皇大神宮」と「豊受大神宮」の場所、および儀式が行われた日時は以下の通りである。

記

皇大神宮 三重県伊勢市宇治館町1 5月10日

豊受大神宮 三重県伊勢市豊川町279 5月10日

6 神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に奉幣の儀

(1) 儀式について

ここでいう、「昭和天皇以前四代の天皇山稜」とは、具体的には、昭和天皇山稜、孝明天皇山稜、明治天皇山稜、大正天皇山稜を指す。

神宮に奉幣の儀と同じく、天皇に派遣された勅使が、即位の礼および大嘗祭の期日を神宮に報告するための儀式である。

いずれも、神宮に奉幣の儀とは時間が異なるものの、同日に行われる。

(2) 儀式の内容

大礼委員会の発表によれば、式次第は以下の通りである。神宮に奉幣の儀については「祭式による」とされていたのに対し、これらの儀式については、具体的に内容が定められている。

記

(式次第)

5月10日午前8時、陵所を装飾する。

午前10時、勅使が参進して着床される。

次に神饌を供する。

この間、楽を奏する。

次に掌典が祝詞を奏する。

次に幣物を供する。

次に勅使が拝礼の上、御祭文を奏される。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に各退出する。

(3) 儀式の服装

大礼委員会の発表によれば、服装は以下の通りである。

記

(服装)

勅使:衣冠単(帯剣)

勅使随員, 掌典:衣冠単

掌典補, 楽師:布衣単

出仕:雑色

モーニングコート又はこれに相当するもの

(4) 所在および儀式の日時

それぞれの山稜の場所および儀式が行われた日時は以下の通りである。

記

神武天皇山陵 奈良県橿原市大久保町 5月10日午前8時

昭和天皇山稜 東京都八王子市長房町武蔵陵墓地 5月10日午前8時

孝明天皇山稜 京都府京都市東山区今熊野泉山町泉涌寺内 5月10日午前8時

明治天皇山稜 京都府京都市伏見区桃山町古城山 5月10日正午

大正天皇山稜 東京都八王子市長房町武蔵陵墓地 5月10日正午

以上